

平成29年第5回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成29年8月29日(火)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	平成29年8月29日(火) 午前10時00分		
	臨時議長	会長 宍戸 栄一		
	閉 会	平成29年8月29日(火) 午前10時15分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 9名 欠席 2名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	谷 村 敏 彦		○
	2	佐 藤 博 幸		●
	3	臺 川 幸 弘		○
	4	満 保 豊		○
	5	伊 藤 淳 一		○
	6	湯 澤 敏 孝		●
	7	山 下 雅 博		○
	8	奥 山 稔		○
	9	高 橋 一 博		○
	10	安 川 和 範		○
	11	宍 戸 栄 一		○
議事録署名委員		議席番号	1番 谷 村 敏 彦 3番 臺 川 幸 弘	
職務のため議場に出席した者の職氏名		事務局長	青 野 朋 之	
		事務局次長	小 塚 和 博	
		総務係長	井 上 剛	
		総務係主査	藤 原 諒	

平成29年度第5回天塩町農業委員会総会

- 議長 ただ今の出席委員は9名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから平成29年度第5回天塩町農業委員会総会を開催します。
- 議長 これから本日の会議を開きます。
- はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、1番 谷村 敏彦君、3番 臺川 幸弘君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 全 員 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。
- 議長 それでは議事に入りたいと思います。
- 議長 報告第1号「農地法第5条の規定による許可後の軽微な変更について」を議題と致します。
事務局より内容の説明を求めます。
- 事務局 それでは、報告第1号「農地法第5条の規定による許可後の軽微な変更について」ご説明申し上げます。
- 2ページをご覧ください。
本件は、第1回農業委員会総会で審議し、平成29年5月24日付け留農務第5-1で許可になった件について、埋戻し材の一部を天塩港浚渫土砂に変更するものであります。
- 24ページをご覧ください。砂利採取後の埋戻し材の使用については、第1回農業委員会総会において、審議し、留萌振興局において、平成29年6月9日付け事務連絡により、1から5を条件に、使用することができるようになったものです。
- 条件といたしましては、1 環境基準に適合していること。特に塩分、塩化物イオンは水稻の除塩対象となる塩素濃度基準を参考にすること。2 表土は1m以上確保すること。3 埋め戻し材は地下水脈以下とすること。1m以内の場合は2のとおりとなり、表土を1m以上確保できないことから使用することができません。4 土地所有者の同意を得ること。5 上記条件はサラキシ地区及び川口地区に限り、他地区、他耕種の場合は別途協議となります。

事務局

戻っていただいて 3 ページをご覧ください。この度、より、埋戻し材の一部を浚渫土砂にするため、届け出がありました。

4 ページから 5 ページには、条件 4 の地権者の同意書、6 ページには搬出経路の変更図面、7 ページから 8 ページは条件 2 及び条件 3 を確認するための図面が添付されております。浚渫土砂を使用する箇所につきましては、表土（黄色い枠になります）が 1.2m。浚渫土砂（オレンジ色の枠になります）が水位までの 80cm になります。9 ページには全体の埋め戻し数量計算書、10 ページには水位までの埋め戻し数量計算書、11 ページには、内訳が記載されております。

12 ページからは、条件 1 の浚渫土砂の土壌分析の結果が記載されております。13 ページには、浚渫土砂の採取箇所、14 ページには濃度計量証明書、15 ページから 16 ページには、分析結果が記載されております。16 ページ中段赤枠をご覧ください。塩化物イオンにつきましては、除塩対象となる塩素濃度基準は 100g あたり 100mg とされております。赤枠の濃度は 1kg あたりの基準になっておりますので塩化物イオンの値を 1/10 にすると多いところでも 100g あたりの塩化物イオンの濃度は 12.3mg となり、環境基準に適合していることとなります。17 ページからは浚渫土砂採取箇所の図面及び、土積計算書、24 ページには振興局からの事務連絡文書、25 ページには、除塩の対象となる塩素濃度基準を記載させていただきます。

今回の案件につきましては、当初、農地法第 5 条の変更申請を考えておりましたが、留萌振興局より、変更となる部分が埋め戻し材及び経路の変更であることから、軽微な変更とし、届け出で問題ないとのことでしたが、今後も浚渫土砂を埋め戻し材に使う案件が出てくるのが考えられることから、総会の報告案件とさせていただきます。

事務局の説明は以上になります。

議長

本件は報告案件ですので、これで終わります。

議長

次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号 3 の賃貸借の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

総括表に基づき説明申し上げます。27 ページをご覧ください。

整理番号 3 番につきましては、氏から に賃貸借権の設定をするものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、28 ページから 29 ページをご覧ください。

事務局 事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明のありました賃貸借の質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。

議長 次に、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」を議題とします。

整理番号 8-1 の利用権設定の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。31 ページをご覧ください。

整理番号 8-1 についてであります、 氏から 氏に賃貸借権の設定をするものです。

位置につきましては、32 ページ、33 ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明のありました利用権設定の質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第 3 号「農地パトロールの実施について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 3 号「農地パトロールの実施について」ご説明申しあげます。

農地パトロールにつきましては、先月の農業委員会総会でご案内していたところですが、日程変更がありませんでしたので、日程を確定いたしました。

35 ページには案内文書、36 ページには農地パトロールの日程表を添付させていただきますようお願いいたしますので、当日はそれぞれ集合場所に時間までにお越しいただきますようよろしくお願いいたします。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地パトロール実施についての質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり実施することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおりいたします。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成 29 年度第 5 回天塩町農業委員会総会を閉会いたします。

平成 29 年 8 月 29 日

署名委員

(1 番) 谷村 敏彦 (印)

(3 番) 臺川 幸弘 (印)